

## 《調査報告》

# 別府市における日本語指導が必要な児童生徒に対する 教育支援のあり方について

立山 博邦・住 田 環・矢津田花絵・立 山 愛  
(立命館アジア太平洋大学) (立命館アジア太平洋大学) (立命館アジア太平洋大学) (別府大学)

## 1. はじめに

グローバル化が加速する中、わが国では外国籍の子どもや、両親が国際結婚をしている日本国籍の子どもが増えており、それに伴って、公立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒の数も増加傾向にある(文部科学省2015)。国は、これまでさまざまな施策を通して、このような児童生徒に対する教育支援の充実を図ってきた。中でも、平成26年度から義務教育諸学校において「特別の教育課程」による日本語指導の実施が認められるようになったのは画期的である。

しかし、こうした施策の効果が現れているのは、外国人が集住する都市部に限られる傾向にある。東北や九州のような外国人散在地域においては、教育支援の対象となる子どもの数が少なく、広域に散在しているがゆえに、行政の予算措置につながりにくく、教育支援にあたる大人も少数で散在しているため、教育支援環境がなかなか整備されない(土屋他2014、中川他2015)。文部科学省(2016)も、散在地域における日本語指導体制の整備を重要課題として認識し始めている。

別府市では、人口に占める外国人留学生の割合が全国の自治体で最も高いことを根拠に、「日本一の留学生のまち」であると市が宣言していることもあって(加藤2014)、留学生に関する行政の取組みは活発である。しかし、その一方で、両親やそのどちらかが外国出身者という外国にルーツを持つ児童生徒に対する支援は限定的となっている。また、近県を含む外国人散在地域で、このような児童生徒に対する教育支援のあり方を模索する自治体が増えていることを鑑みれば(e.g., 田村2012、早瀬他2012)、別府市は遅れをとつつあるとも言える。

こうした状況を踏まえて、著者らは、別府市における日本語指導が必要な児童生徒に対する教育支援の現状と課題を把握し、今後の教育支援のあり方を検討することをすることを目的として調査をおこなった。本稿では、その調査結果について考察を加えて報告すると共に、それらを踏まえていくつか提言をおこなう。

## 2. 調査方法

今回の調査において、「日本語指導が必要な児童生徒」とは、国籍に関係なく、母語(幼少期から自然に使っている言語)が日本語ではない児童生徒のうち、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」または「日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている児童生徒」(文部科学省2015:1)を指すこととした。

この定義の下、今回は以下の3つの調査をおこなった。

### ①教育委員会に対するインタビュー

日本語指導が必要な児童生徒に対する教育支援に関する行政の取組み状況についての情報を収集すべく、平成27年8月27日に別府市教育委員会に対して半構造化インタビューをおこなった。応対者は学校教育課課長と指導主事の2名であった。

### ②小・中学校に対するアンケート

日本語指導が必要な児童生徒に対する教育支援の現場の状況についての情報を収集すべく、別府市立の全小・中学校(合計23校)に対してアンケートをおこなった。回答者を(A)管理職(校長あるいは教頭)と(B)日本語指導が必要な児童生徒の学級担任に分け、それぞれに対して専用のアン

ケート用紙を作成し、教育委員会を通じて、平成28年1月15日に全小・中学校に配布し、翌月2日までに学校ごとに回収した。回答者には、平成27年度（平成27年4月1日から回答時点まで）の状況に基づいて回答をしてもらった。（一部の質問においては、平成28年1月15日時点の状況に基づいて回答をもらった。）有効回答数は、(A)が23（小学校15、中学校8、回収率100%）、(B)が19（小学校15、中学校4）であった。

### ③児童生徒に対するインタビュー

日本語指導が必要な児童生徒が行政や学校からの教育支援をいかに受容しているかについての情報を収集すべく、別府市立の小・中学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒に対して構造化インタビューをおこなった。平成28年1月から3月の間に、著者らの個人的ネットワークを通じて対象児童生徒を見つけ、保護者立会いの下、通訳者を介してインタビューをおこなった。また、必要に応じて保護者に情報の補足を求めた。有効回答数は8（小学生6、中学生2）であった。

## 3. 調査結果

この章では、上述の3つの調査の結果をそれぞれ順に報告していく。

### 3.1. 教育委員会に対するインタビューの結果

#### (1)教育相談員派遣事業の概要

平成12年の立命館アジア太平洋大学（以下、APU）の開学を機に、外国人児童生徒等の転入数が増加することを見越して、別府市は同年に「外国人子女等教育相談員派遣事業」を開始し、現在もこれを継続している。この事業は、日本語指導が必要な外国人児童生徒等の在籍する市立学校（園）に、児童生徒の母語を理解でき、かつ教育相談活動等をおこなうことができる者を派遣することによって、学校における児童生徒の学習面や生活面の適応等を図ることを目的としている<sup>1)</sup>。なお、担当課は学校教育課である。

#### (2)教育相談員の役割：

上述の「教育相談活動等」とは、主に、児童生徒と教員の意思疎通、授業の際の通訳、学校か

ら出る文書の通訳やその内容についての保護者への連絡などである。なお、教育相談員に対して研修等はおこなわれておらず、業務報告等の義務も課していない。

#### (3)教育相談員の手配

教育相談員として、外国語を理解できる地元の日本人を雇用することもあるが、日本語を理解できる留学生を雇用する場合は断然多い。したがって、教育相談員を手配する際は、市の文化国際課にアクティブ・ネット（おおいた留学生人材情報バンク）から条件に合う留学生を探してもらったり、大学に自校の留学生に対してアルバイト依頼をかけてもらったりしている。また、外国人児童生徒等の保護者が教育相談員候補者を自ら見つけてくる場合もある。なお、児童生徒の母語が英語・中国語・韓国語以外のいわゆるマイナーな言語の場合は、教育相談員が手配できないこともある。

#### (4)教育相談員の派遣・謝礼

教育相談員の派遣は、原則として週2回（月8回）、1回4時間、3ヶ月（24回、96時間）となっている。教育相談員の謝礼金は、時給1,000円と1回500円の交通費が基本となっていることから、この派遣回数・期間に当てはめると、児童生徒1人当たりの予算は108,000円となる。派遣日程の詳細については、学校行事や教育相談員のスケジュール等に応じて、この金額を超えない範囲で適宜調整される。

#### (5)教育相談員派遣事業の予算とその執行状況

直近3年の年間予算額は1,512,000円となっている。予算は教育相談員の謝礼金に充てられる。教育相談員1人当たりの謝礼金が108,000円であるから、年間ちょうどのべ14名の教育相談員の雇用を想定しているということになる。しかし、実際には、教育相談員あるいは児童生徒の事情で派遣期間が短くなってしまふことがあり、この計算通りには行かない。直近3年で言えば、派遣された教育相談員数の年間平均はのべ15名であるにもかかわらず、予算不要額の年間平均は約300,000円にも上る。なお、仮に予算増額の要望があったとしても、それは非常に難しいという。

#### (6)教育相談員派遣事業の成果についての認識

教育相談員の存在によって、児童生徒の不安や疑問が解消し、学校からの連絡を保護者が理解できるようになるところを最も評価している。ただし、これについて具体的・客観的な根拠があるわけではない。

#### (7)教育相談員派遣事業の課題についての認識

就学対象年齢の子どもを連れてAPUに留学する多国籍な学生が増加しているため、多様な言語を母語とする児童生徒に速やかに対応できるような教育相談員確保体制を整備する必要があるとしている。

#### (8)日本語指導についての認識

日本語指導は外国人児童生徒等にとって有益であるとの認識はあるが、教育相談員には日本語指導は「できる範囲で」と曖昧な形でお願いするだけに留めている。その理由となっているのが、「指導」を学校内でおこなうのは教員免許保持者でないといけないという原則論である。なお、これまで学校現場から、教育相談員に日本語指導補助等を求める声が上がったことはないという。

### 3.2. 小・中学校に対するアンケートの結果

#### (1)児童生徒の在籍状況

平成28年1月15日時点で、市立小・中学校に在籍している日本語指導が必要な児童生徒の数は16名、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校は全23校中8校（小学校4校、中学校4校）であった。1校あたりの在籍人数は最大で4名であり、4校においては1名のみ在籍となっている。これらの数値からも、別府市では日本語指導が必要な児童生徒が散在していることがわかる。

#### (2)児童生徒の特徴

日本語指導が必要な児童生徒16名のうち7名はマイナーな言語（インドネシア語、ウルドゥ語、キルギス語、シンハラ語、タガログ語、タジク語、ヒンドゥー語が各1名）を母語としている。日本語のレベルについては、半数以上（9名）が「挨拶程度ができるレベル」あるいは「日常会話がようやくできるレベル」である。また、少なくとも半数は定住予定者である。（その他2名は帰国予

定者。その他1名に関しては、日本での滞在予定について学校管理職が把握していない。）

#### (3)児童生徒の学級担任の特徴

日本語指導が必要な児童生徒を担任している／担任していた19名の教員のうち11名が、今回初めてそういう児童生徒を担任したと回答している。なお、これらの学級担任の教職経験年数は様々である。

#### (4)児童生徒に対する主な支援取組みの実施状況

日本語指導が必要な児童生徒が在籍している／在籍していた9校全てにおいて教育相談員派遣事業が活用されている。日本語指導はほとんどの在籍学校で何らかの形でおこなわれている（7校）が、特別な教科指導（指導者が在籍学級の授業および未習内容を特別に時間をとって教えること）はほとんどおこなわれていない（1校）。編入学時の受け入れ面接は3分の1の在籍学校で実施されていない。外国語版就学・学校生活案内<sup>2)</sup>の配布をおこなっている学校は皆無である。

#### (5)教育相談員派遣事業に対する評価

学校管理職も学級担任も、「児童生徒、保護者、教員等の教育相談体制の充実を図る」、「児童生徒の就学に対する不安の解消を図る」、「児童生徒の日本語の早期習得に寄与する」という点で一定の成果が上がっていると評価している。ただし、学級担任は学校管理職ほど「児童生徒、保護者、教員等の教育相談体制の充実を図る」という点において成果が上がっているとは見ていない。

また、この事業における教育相談員の派遣期間は現在3ヶ月となっているが、それでは短過ぎるとの意見が多い。

#### (6)日本語指導の理想と現実のギャップ

学校側は、日本語指導が必要な児童生徒に対して日本語指導をおこなうことは必要だという認識で一致しており、実際にほとんどの学校（9校中7校）で、ほとんどの学級担任（19名中14名）によって何らかの形でおこなわれている。現時点では、自校内の人的資源で日本語指導をまかなおうとする傾向が強く、その中でも主に日本語指導をおこなっているのが学級担任ということである

う。しかし、学校側は地域の人材との連携を望んでいる。その理由として、学校だけでは時間、児童生徒との意思疎通、専門的知識などの面で十分対応しきれないということを挙げており、学校管理職の中でも、学級担任の中でも、知識や資格を持った地域の人材が日本語指導に関わるのが最も望ましいと思われている。

大半の学校で、教科の学習についていけるレベルまで日本語指導をおこなうのが望ましいと考えられているにもかかわらず、実際は日常会話ができるようになるレベルまでしかおこなわれていない。

最もよく採用されている日本語指導の形態は、在籍学級で授業を受けさせ、授業担当者が必要に応じて指導をおこなうというものである。しかし、この形態については、学校管理職も学級担任も望ましく思っていない。望まれている形態は、入り込み指導（在籍学級で授業を受けさせ、支援員が教室に入り、付き添って日本語指導をおこなう）と取り出し指導（適当な授業時に他の教室に取り出して日本語指導をおこなう）である。

#### (7)特別な教科指導の理想と現実のギャップ

多くの学校が特別な教科指導をおこなうことは必要だと認識しているにもかかわらず、時間や言語の問題で実際にはあまりおこなっていない。おこなっている場合、学級担任自身が主に指導をおこなっているというのが現状である。しかし、学校側は、知識や資格を持った地域の人材が特別な教科指導に関わるのが望ましいと思っている。特に学級担任は、児童生徒に日本語で教科指導ができる人材よりも、児童生徒に彼らの母語で教科指導ができる人材を望んでいる。

最もよく採用されている特別な教科指導の形態は、在籍学級で授業を受けさせ、授業担当者が必要に応じて指導をおこなうというものである。しかし、この形態については、学校管理職も学級担任も望ましく思っていない。望まれている形態は、入り込み指導である。

なお、特別な指導が最も必要と思われている教

科は国語と算数／数学である。

#### (8)帰国する児童生徒の指導についての認識

児童生徒が数年で自国に帰国すると分かっている場合、日本語指導や日本語による特別な教科指導の意義が薄いとの見解がある。

#### (9)学校管理職と学級担任の認識の違い

学級担任が特別な教科指導をおこなっていても、学校管理職がそれを認識していないことが多い。ある学校（小学校）では、学級担任全員が日本語指導と特別な教科指導をおこなっていると回答しているが、学校管理職は自校では日本語指導も特別な教科指導もおこなっていないと回答しており、学校管理職が学級担任の指導の実態を把握していないケースも見られる。

#### (10)児童生徒の母語学習についての認識

学校管理職と学級担任の多くが、日本語指導が必要な児童生徒が自身の母語の学習を続けていくことは必要だと思っている一方で、その必要性についてわからないという声が多い。

#### (11)中学生の進路に関する対応

日本語指導が必要な生徒が在籍する4つの中学校のうち2校は、生徒の将来の進路（進学、就職、帰国予定等）について把握していない。しかし、4校全てにおいて、進学または就職に関する情報（入学試験の特別措置の有無や、入りやすい学校、可能性のある就職口などの情報）の収集はおこなわれている。

#### (12)児童生徒の保護者との関係

多くの学級担任が直接電話・訪問したり、連絡ノートを使用したり、子どもを介して保護者と連絡を取り合っている。しかし、日本語指導が必要な児童生徒の保護者とのコミュニケーションがうまくできていると回答している学級担任は全体の約3割（19名中6名）のみである。

#### (13)学校側の要望

学校管理職と学級担任が行政に最も望むのは児童生徒の母語がわかる支援員の派遣であり、その次に望むのが日本語指導の支援員の派遣である。学級担任の多くが今後欲しい情報として、「日本語を教える方法」「日本語指導支援者や通訳者のような人材の所在」「他校での取り組み」「異文

化適応の心理ケア」を挙げている。なお、教員研修の実施を望む者は皆無である。

### 3.3. 児童生徒に対するインタビューの結果

#### (1)児童生徒の特徴

回答者8名のうち3名はマイナーな言語を母語としている。日本語のレベルについては、8名のうち6名が「一部の教科の学習にはついていけるレベル」であり、他2名は「挨拶程度ができるレベル」と「日常会話がようやくできるレベル」である。また、8名のうち6名が定住予定者である。なお、自国に帰国を予定している児童生徒2名の保護者は大学関係者（大学院留学生または教員）である。

#### (2)児童生徒に対する日本語指導の実態

8名のうち6名は、学校の中で何らかの形で日本語を教えてもらっている、あるいは教えてもらっていたと回答している。なお、一度も教えてもらったことがないと回答した2名はいずれも小学1年生である。一方、学校外では8名のうち4名が一度も日本語を教えてもらったことがないと回答している。そのうち1名は、希望しているが経済的に余裕がないと答えている。学校外で今教えてもらっていると回答した2名は、公文式学習教室で日本語（国語ではなく、日本語という教科）を習っていると答えている。前に教えてもらったことがあると回答した2名のうち1名は家庭教師から、もう1名はボランティアから教えてもらっていたという。

#### (3)児童生徒に対する特別な教科指導の実態

8名のうち5名は学校で特別に教科指導を受けたことがないと回答している。受けたことがあると回答した児童生徒は、指導を受けた教科として国語と算数／数学を挙げている。

#### (4)児童生徒の授業の理解度

国語、社会、理科において、授業がわからないと回答した者が、わかると回答した者より断然多かった。一方、授業がわかると回答した児童生徒が断然多かった教科は、算数／数学、音楽、図工／美術、保健体育といった学習言語としての日本語の負荷が比較的少ないと思われるものであっ

た。

#### (5)児童生徒の要望

特別に勉強したいこととして最も多くの児童生徒が「算数・数学の勉強」を挙げている（7名）。次いで多かったのが、「日本語を聞いたり、話す勉強」、「作文を書く勉強」、「漢字の勉強」といった日本語学習であった（各5名）。また、教科を勉強するとき先生にしてほしいこととして8名全員が「分かりやすいように教えてほしい」と回答しており、8名のうち5名が「教科書の言葉を教えてほしい」と回答している。中には、「教えてほしいけれど、先生に頼むのが恥ずかしくて言えない、先生とのコミュニケーションが難しい」との回答もあった。

#### (6)児童生徒の学校生活の状況

8名全員が仲のいい友だちがいると回答し、そのうち7名は学校が楽しいと回答している。学校が「あまり楽しくない」と回答した1名は、その理由として「仲のいい友だちがあまりいない」、「参加したくない授業がある」と述べている。学校での楽しい時間として「休み時間」と回答した人が最も多く（8名）、「授業」と回答した人が最も少なかった（0名）。学校で楽しくないことの原因として様々な回答があったが、大別すると、「言葉の壁のためできないことがある」、「交友関係がうまくいかない」の2つである。

#### (7)児童生徒の母語使用の状況

8名全員が、家で家族と話すとき母語を使うと回答している。母語を使い続けていくことについて、8名全員が重要だと回答している（6名が「とても重要」、2名が「まあまあ重要」と回答）。なお、2名の帰国予定者（ともに小学1年生）は、家で母国の教科書を使って勉強をしている。

#### (8)中学生の進路についての意識

「中学卒業後、どうしたいか」という問いに対して、2名の中学生はともに「進学したい」と回答しているが、そのうち1名の生徒は、その他の選択肢（「働きたい」、「国に帰りたい」、「わからない」）も全て選択しており、悩んでいる様子がうかがえた。このことに関して保護者に尋ね

ると、その生徒は親の都合による来日に未だ納得できておらず、交友関係もうまく築けず、日本での進学に不安を抱いているとのことであった。また、進学に関しては、2名とも通学圏内にどのような高校があるのか、情報（特色、難易度、特別配慮の有無など）をうまく収集できておらず、親子で不安を抱えているという状態である。

#### (9)児童生徒が教員に伝えたいこと

「先生に知ってもらいたいことや、相談したいこと」として様々な回答があったが、大別すると、「高校進学、入試に関する情報がほしい」、「宿題やプリント類などが日本語のために理解できず困ることがある」、「日本語や教科をもっと教えてほしい」、「進級後の学習が難しくなるのではないかという不安」の4つである。

## 4. 考察

この章では、上述の調査結果を踏まえ、①教育相談員派遣事業、②日本語指導、③特別な教科指導、④校内体制、⑤地域連携について考察する。

### 4.1. 教育相談員派遣事業

日本語指導が必要な児童生徒に対して市がおこなう唯一の支援の取組みであるこの事業は15年前に始まり、今では学校現場にすっかり根付いている。学校管理職も学級担任も教育相談員の派遣に一定の効果を実感しており、派遣期間が3ヶ月では短いとの声も多い。しかし、そもそもこの事業のあり方は今のままでよいのだろうか。

教育相談員は本質的には通訳者である。確かに、通訳者の存在によって日本語指導が必要な児童生徒は教員やクラスメイトと意思疎通が円滑にできるだろうし、彼らの不安や疑問も解消されるだろう。だが、それと同時に、児童生徒は通訳者に依存してしまうことにもなる。予算の都合で派遣期間が限られている現状では、児童生徒は派遣終了と同時に不安な中での自立を余儀なくされている。しかし、多くの場合、彼らには、自立を促すための言葉と心の準備がほとんどできていない。

こうした事態を避けるために、児童生徒が学習

面・生活面で適応し、自立する能力をできるだけ伸ばすことができるような取組み（特に日本語指導）が転入後早い段階から必要なのではないか。また、予算が尽きれば支援は打ち切りということではなく、公的支援の後にいかに支援を継続していくかも検討しなければならないのではないか。日本に定住を予定している児童生徒に対してはなおさらであろう。別府市における日本語指導が必要な児童生徒の大半は定住予定者である現状を踏まえれば、教育相談員派遣事業の見直しは妥当であると考えられる。

今回の調査では、学校管理職と学級担任が行政に最も望んでいるのは、児童生徒の母語がわかる支援員の派遣という結果になった。しかし、このような結果になったのは、他の選択肢が思いつかなかつたからという可能性も大いに考えられる。著者らが、今回の調査を通じて多くの学校関係者と接する中で、日本語指導が必要な児童生徒の教育支援に関する国の施策や他の自治体の先進的取組みについての情報が、別府市の学校関係者の間に周知されていないと感じたのは事実である。限られた貴重な予算を、今後もこれまで通り一律に通訳者を一定期間派遣することだけに費やしてよいのか、熟慮が求められる。

### 4.2. 日本語指導

学校側は日本語指導が必要な児童生徒に対して日本語指導をおこなうことは必要だという認識で一致しており、実際にほとんどの学校で何らかの形でおこなわれている。しかし、実際は、多くの場合において、学級担任や授業担当者が授業中必要に応じて日本語を教えるという、限られた対応になってしまっている。そうした指導のあり方に学校側は限界を感じており、知識や資格を持った地域の人材が日本語指導支援員として学校に派遣されることを望んでいる。一方、児童生徒の中でも、学習言語としての日本語の負荷が比較的大きい教科（国語、社会、理科など）で苦勞している者や、言葉の壁によって学校生活が思い通りに行かないと感じている者が多く、日本語をもっと勉強したいとの要望が強い。教育委員会は、こうした学校および児童生徒の要望を真摯に受け止める

必要があるだろう。

教育委員会も適切な日本語指導をおこなうことは児童生徒にとって有益であると認識しているが、これまで施策にまで至らなかった理由として少なくとも2つのことが考えられる。第一に、教育相談員派遣事業の開始の背景にAPU開学があったことを踏まえれば、児童生徒の多くはいずれ自国に帰国するという前提があったのではないかということである。確かに、平成12年の開学以来、APUはJDS (Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship：人材育成支援無償事業) を通じてアジアの発展途上国から大学院留学生を受け入れており(立命館アジア太平洋大学 2012)、その中には就学対象年齢の子どもを連れてくる者も多かった。しかし、APUに由来するJDS留学生の数は2000年代半ばをピークに減少していることもあってか、先述のとおり、現在、別府市における日本語指導が必要な児童生徒の大半は定住予定者である。教育相談員派遣事業が始まって17年経ったところで、社会状況の変化に応じた事業の見直しが求められているのではないだろうか。

第二に、子どもは新しい言語を指導しなくとも日常生活の中で自然に習得するものだという思い込みがあったのではないかということである。確かに、児童生徒は生活言語としての日本語は比較的容易に習得していく。しかし、教科学習に必要な日本語、つまり学習言語としての日本語の習得となると、一般的に5～7年かかるとも言われており、置かれた環境の中で自然に獲得できるものではないことから、学校で勉強についていくことが困難となる。学校現場では、生活言語にとどまらない、教科の学習に必要な日本語指導が求められていることを鑑みたくえて、今後の新たな施策を打ち出していくべきであろう。

教育委員会は、「指導」を学校内でおこなうのは教員免許保持者でないといけないという原則論を保持しているが、これは、学外の支援員が指導の補助をすることを妨げるものではない。実際、文部科学省(2013)は、「特別な教育課程」による日本語指導をおこなう際に、「日本語指導補助者として、これまで地域や学校において日本語

指導に携わってきた経験を有する支援員等を活用することは極めて有効」(p.6)としている。

### 4.3. 特別な教科指導

日本語指導が必要な児童生徒に対して特別な教科指導をおこなうことは必要だと多くの学校で認識されているが、時間や言語の問題で実際にはあまりおこなわれてはいない。また、特別な教科指導においても知識や資格を持った地域の人材の派遣が望まれているが、急を要してはいないようである。このように、学校側にとっては、特別な教科指導は日本語指導よりも優先順位が低い。とは言え、児童生徒の中には教科(特に国語と算数/数学)を分かりやすく教えてほしいという声が多いことから、必要に応じて指導ができる体制を作っておくべきであろう。

### 4.4. 校内体制

現時点では、学校現場において日本語指導が必要な児童生徒の支援体制が整っているとは言い難い。児童生徒の編入学時、受け入れ面接は当然おこなわれるべきものと思われるが、3分の1の在籍学校で実施されておらず、外国語版就学・学校生活案内の配布については、おこなっている学校は皆無である。児童生徒の日本での滞在予定期間や将来の進路について把握していない学校や、管理職が学級担任による指導の実態を把握していない学校もある。また、未経験がゆえに、児童生徒の指導や保護者とのコミュニケーションに苦労している学級担任も多い。

日本語指導が必要な児童生徒の支援を組織的におこなうためには、各学校において、校長のリーダーシップの下、学級担任、人権教育主任、教育相談員、日本語指導支援員などが連携協力して支援する体制を確立すると共に、支援計画を策定し、役割分担を明確化することが必要であろう。また、日本語指導が必要な児童生徒を担当する教員にそうした児童生徒の受け入れや指導の経験がない場合が多いことから、やはり教員研修は実施されるべきであろう。現在、県レベルで研修がおこなわれているが<sup>3)</sup>、市あるいは学校単位でもおこなったり、児童生徒の異文化適応の心理ケア、仲間づ

くり、母語学習などの内容を含む、より実践的な研修、あるいは勉強会・情報交換会を実施することで、教員の支援能力の向上が期待できるだろう。

#### 4.5. 地域連携

これまで教育相談員として地域の人材、特に留学生が活用されてきた。今後、日本語指導等も導入するのであれば、人材確保においては更に地域との連携協力が求められる。そのためにも、これまで地域において日本語指導に携わってきた経験を有する個人や団体のネットワークを構築する必要がある。

人材確保という点では、留学生や日本語指導資格者を有する大学が果たすことのできる役割は大きい。また、大学は、支援人材の提供だけでなく、専門性やと調査研究能力を活かして学校現場での支援の取組みの円滑化や充実化に貢献できるはずである。そのためには、教育委員会と大学が連携協力体制を確立することが必要であろう。教育委員会と大学の協働によって日本語指導が必要な児童生徒への支援に取り組んでいる自治体の先進的事例があるので（大石・矢崎2012）、それを参考にするとよいだろう。

### 5. 提言

以上、別府市における日本語指導が必要な児童生徒に対する教育支援の現状と課題を明らかにしてきた。最後に、これまでの議論を踏まえて、別府市に対して、日本語指導が必要な児童生徒に対する教育支援を充実させるためにすぐにでも実行可能な具体策を2つ提言したい。

第一に、教育相談員派遣事業の見直しである。日本語指導が必要な児童生徒が散在する地域では、こうした児童生徒への教育支援が行政の施策になりにくい。しかし、幸いにも、別府市では15年も前から、行政が一定の予算を確保したうえで、外国人児童生徒等に対して教育相談員を派遣している。この点は率直に評価すべきである。そして、対象となる児童生徒にとってこの事業が更なる裨益効果を発揮するためには、やはりこの事業を、通訳だけでなく日本語指導補助もおこなうことが

できる形で運営することが必要である。これは、年間予算や派遣期間、謝金額等は据え置いたままでも実行可能であり、事業を大幅に再設計する必要がない。例えば、教育相談活動に①通訳、②日本語指導補助、③通訳と日本語指導補助という3つのオプションを設け、児童生徒の状況やニーズに応じて、最もふさわしい人材を教育相談員として派遣することが一案として考えられよう。

第二に、連絡協議会の設置である。教育委員会はこれまで、教育相談員派遣事業の遂行、特に通訳者の確保と派遣に注力するあまり、日本語指導が必要な児童生徒の状況やニーズ、国の施策や他の自治体の先進的取組みなどを把握し、教育支援をさらに充実化させていく余裕がなかったのではないかと思わせる状況がある。こうした状況に陥らないために、また、継続して施策を計画・実行・評価・改善（PDCAサイクル）していくためにも、教育委員会が事務局となって、学校関係者、留学生、日本語指導経験者・資格者、大学関係者、NPO代表などが定期的に会して情報交換や課題解決をおこなうことができるような連絡協議会を設置することが望ましい。

### 謝辞

本調査は、2015年度立命館アジア太平洋大学ムスリム研究センター採択研究プロジェクト「日本語指導が必要な児童生徒に対する支援のあり方に関する研究」に対する助成により遂行された。

### 注

- 1) 市は、この事業の目標として、①児童生徒、保護者、教員等の教育相談体制の充実を図る、②児童生徒の就学に対する不安の解消を図る、③児童生徒の日本語の早期習得に寄与する、④国際理解・交流・教育振興に寄与することを掲げている（総務省2015）。
- 2) 大分県教育委員会人権・同和教育課は、平成23年に『外国人児童・保護者および教師のための学校生活ハンドブック』を多言語（英語・タガログ語・中国語・スペイン語）で作成・発行している。

3) 大分県教育委員会が、「大分県在住外国人に関する学校教育指導方針」をふまえ、各学校の外国人児童生徒教育担当者等に実践事例発表や討議等を含む研修をおこなうことにより、外国人児童生徒等の受入体制の整備や指導推進のための資質向上を図っている。対象者は、公立小・中学校、県立学校及び私立学校の外国人児童生徒教育関係教職員、市町村教育委員会担当指導主事となっており、外国人児童生徒が在籍する学校については、1名以上の出席が求められている。

## 参考文献

大石純詩・矢崎満夫（2012）「教育委員会と大学との協働による『日本語指導が必要な児童生徒』への支援の取り組み：静岡市における地域連携プロジェクトの事例から」、『静岡大学教育実践総合センター紀要』20, pp.277-289.

加藤勝利（2014）「別府市、留学生日本一だった！」『朝日新聞』2014年11月19日付朝刊(30).

総務省（2015）「外国人子女等教育相談員派遣事業」地域の元気創造プラットフォーム公式サイト、〈<http://www.chiikinogennki.soumu.go.jp/jirei/oita/2015-0225-1513-1907.html>〉2015年7月31日アクセス.

田村京子（2012）「宮崎市調査から見る外国人児童受け入れの現状と課題」、『創大教育研究』21, pp.75-88.

土屋千尋・内海由美子・中川祐治・関裕子（2014）「外国人散在地域における外国につ

ながる子どもの教育支援の連携・協働」、『帝京大学教育学部紀要』2, pp.147-155.

中川祐治・足立祐子・内海由美子・土屋千尋・松岡洋子（2015）「外国人散在地域における『特別の教育課程』による日本語指導」、『福島大学地域創造』26(2), pp.49-61.

早瀬郁子・貞松明子・有瀬尚子（2012）「散在地域におけるJSL児童生徒支援の現状と課題：『こども日本語サポーター養成講座』の取り組みから」、『佐賀大学留学生センター紀要』11, pp.37-54.

文部科学省（2013）「日本語指導が必要な児童生徒に対する指導の在り方について（審議のまとめ）」、〈[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/25/05/1335783.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/05/1335783.htm)〉2016年3月15日アクセス.

文部科学省（2015）「『日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成26年度）』の結果について」、〈[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/27/04/1357044.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357044.htm)〉2016年3月14日アクセス.

文部科学省（2016）「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議（平成27年11月5日～）（第2回）議事録」、〈[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/121/gijiroku/1366979.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/121/gijiroku/1366979.htm)〉2016年3月15日アクセス.

立命館アジア太平洋大学（2012）「JDS」国際協力・研究部／リサーチ・オフィス、〈<http://www.apu.ac.jp/researchsupport/page/content0020.html>〉2016年3月16日アクセス.

(2017年3月22日受付)

